



## 職員の懲戒処分について

### 1. 事件の概要

当事者は、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、令和4年4月21日午後11時25分頃、長野県佐久市太田部296番地1付近道路において、普通自動車を運転してガードレールに衝突し破損させた。その後9月26日に起訴され、10月6日に罰金50万円の略式命令を受けた。

### 2. 処分状況

#### (1) 懲戒処分の内容

現在の所属	年齢	性別	懲戒処分の内容	処分年月日
生涯学習課 主幹	49	男	停職6か月	令和4年11月30日

#### (2) 処分の理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当

### 3. その他

同主幹は、懲戒処分日同日付で依願退職した。

### 4. 町長コメント

今回の職員による酒気帯び運転による事故については、町民の皆様の信頼を裏切る行為であり、誠に無念であり残念であります。今後、職員全員に対して公務員としての自覚を強く促し、服務規律の徹底を図ってまいります。このような事案が発生したことを厳粛に受け止め、町民の皆様に深くお詫び申し上げます。

佐久穂町役場 総務課 庶務係

電話：0267-86-2525（代）

内線 230・231

FAX：0267-86-4935

E-mail:syomu@town.sakuho.nagano.jp